

第202100335321号  
令和4年3月31日

各就労継続支援A型事業所運営法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

経営改善計画書の提出に係る取扱いについて（通知）

このことについては、「就労継続支援A型に係る指定基準等の改正に関する取扱いについて（通知）」（平成29年5月24日付第201700046996号、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長通知）の「3「経営改善計画書」等について」の「（2）当該指定基準を満たしていない場合の対応」により、各法人において運用していただいているところです。

このたび、経営改善計画書の実効性等を担保し早期の経営改善を図るため、経営改善計画書の作成時に、専門家（中小企業診断士又は税理士等）の意見を付していただくこととしました。

つきましては、上記通知の別添3「指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書」を別添のとおり改正しますので、ご承知ください。

なお、当該運用については、今後各指定権者に提出する経営改善計画書から適用するものとします。

（担当）生活支援・指導担当 西川 電話：0857-26-7866

<参考>

○指定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第192条第2項

指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。